

## 保護者の皆さまへ 令和3年度就学援助のお知らせ

行橋市では、お子様が市内小中学校に通学するうえで、経済的な理由によって学用品費や給食費など、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方に援助する制度を設けています。援助を希望される方は、下記のとおり申請をして下さい。

### 1. 就学援助の対象となる世帯

生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める世帯

- 生活保護が廃止又は停止になったが、今なお生活が苦しい。
- 市県民税が非課税である。(世帯全員)
- 児童扶養手当を受給している。
- その他経済的理由により支給を希望する。 など

※認定には収入等の審査があります。審査結果は書面でお知らせします。

※新型コロナウイルス感染症により家計が急変し、就学援助の申請を希望する場合は別途お問合せください。(直近の収入状況で審査できる場合があります。)

### 2. 申請の手続き

【申請先】 通学している学校 又は 教育委員会学校管理課学務係 (行橋市役所 東棟3階)

【申請書類】 ①就学援助申請書 ※学校又は教育委員会でお渡しします。

②保護者の印鑑

③保護者の通帳 ※学校で申請する場合は不要です。

④(児童扶養手当受給中の方) → 児童扶養手当証書の写し

⑤(市外在住の方) → 世帯全員記載の住民票1通

⑥(令和2年1月1日に行橋市に住民票がない方)

→ 令和2年度所得課税証明書(18歳以上のご家族全員分)

※令和2年1月1日に住民票があった市町村で発行されます。

※④と⑥の両方に該当する場合は、どちらか1つを提出してください。

### 3. 申請の時期

令和3年4月1日(木) ~ 令和3年4月20日(火)

上記期間を過ぎたあとも申請できますが、一部対象外となる補助金があります。また、申請書類の所得課税証明書が令和3年度分に切り替わりますので、詳しくはお問合せください。

継続の方も、毎年度申請が必要ですのでご注意ください。

申請書類等でご不明な点は下記までお問合せください。

≪就学援助に関するお問い合わせ先≫

行橋市教育委員会 学校管理課学務係

(TEL: 0930-25-1111 内線: 1347)